

バークのアイルランド貿易制限緩和論

真 嶋 正 己*

Burke: On a Relaxation of Restrictions on the Irish Trade

Masami MAJIMA

In this paper, I reconsidered arguments of Edmund Burke with regard to a relaxation of restrictions on the Irish Trade, on the basis of my previous studies of Burke (concerning Irish problems), and included many additions and corrections in my previous treatise.

After the Battle of Saratoga, the political situation in Ireland rapidly grew turbulent, causing the House of Great Britain to deliberate a relaxation of restrictions on the Irish Trade. Burke was the most vigorous advocate for a relaxation of restrictions. Keeping the content of his *Tracts relating to Popery Laws* (1765 ?) in mind, this paper examines the meaning and purpose of Burke's arguments, and clarifies his political aims.

Key Words (キーワード)

Edmund Burke (エドマンド・バーク), Ireland (アイルランド), restrictions on the trade (貿易制限), free trade (自由貿易), political economy (政治経済学)

アメリカ独立戦争は、ブリテンだけでなく、アイルランドにも大きな地殻変動をもたらした。そのため、アイルランドでは1770年代の終わりに二つの事柄がブリテンを巻き込む形で政治問題化し、政情を大きく揺るがすこととなった。その一が本稿で取り扱う貿易制限緩和問題であるが、それは単に貿易制限の緩和に止まらず、最終的には1782年5月のアイルランド議会の独立まで突き進んでいくことになる。¹⁾

バークは、『カトリック法論』(*Tracts relating to Popery Laws*)の中で、カトリックを隷属した地位に留め置き、経済的にも社会的にもまったく無力な存在へと貶めただけでなく、「不正かつ拙劣で何の効果もなく、この国の繁栄、道徳、安全にもっとも不幸な影響」²⁾を及ぼすことで、アイルランドそのものを甚だ貧しく、従属した下位国家

へと追いやっているとして、「カトリック法」を激しく糾弾した。爾後彼は、政治の主題として折りに触れアイルランドについて言及することになるが、その際の基点として措定されるのが「カトリック法」である。

この点で、本稿でみるように、彼は貿易制限緩和についてそれを強く擁護し、主唱するが、まさにそれは、アイルランドを経済的に豊かにするとともに、それが下位国家から脱して真に栄誉ある国家へとなるに資するものであると思念されたことによる。

なお本稿は、バークのアイルランドにおける貿易制限緩和に関する言説を、筆者のこれまでのバーク研究(アイルランド問題)との関わりの中で捉え直し、拙論³⁾に大幅な加筆・修正を加えたものであるが、その目的は、『カトリック法論』

* 広島文化学園大学 社会情報学部
(Faculty of Social information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

の内容を念頭に置きつつ、パークの貿易制限緩和論の意味および意図を討究し、彼の政治的目的とその真のねらいを明らかにすることにある。

1. アメリカ独立戦争とアイランド

1773年12月16日に起きた「ボストン茶会事件」、およびその懲罰措置として翌1774年3月末から6月初めにかけて本国議会で制定された一連の「強圧諸法」(Coercive Acts)を契機として、ブリテン本国とアメリカ植民地との関係は急速に悪化の一途を辿り、両者互いに退くことを知らぬまま、1775年4月19日ボストン近郊のレキシントン(Lexington)において戦争の火蓋が切って落とされた。アメリカ独立戦争の始まりである。印紙法危機以来、倦むことなくアメリカ問題に意を配ってきたパークは、それに前後して「和解」を促す重要な演説を二度にわたって行っている。まずレキシントンで「突発的な」戦闘が起こる一ヶ月前の3月22日に下院で彼が行ったのが、『アメリカとの和解決議の提案に関する演説』(*Speech on Moving Resolutions for Conciliation with America*)である。その中で彼は、武力により事態を解決することの愚かしさを指摘し、「平和は和解を含意する。そして重大な争いが存在しているところでは、和解は、ある意味で常に一方または他方いずれかの側の譲歩を含意する」⁴⁾とした上で、上位にあって勢威のあるブリテンがまず先に譲歩することの必要性を説き、「臨時税」や「貢納金」を植民地住民の自由裁量に委ねるとともに、植民地を甚く刺激した「強圧諸法」を即時撤廃するよう求めた。次いで、ブリテン政府が、植民地は反乱状態にあると布告して強硬派のG. ジャーメイン(George Germain)をアメリカ植民地担当国務大臣に据えて対決姿勢を露わにする中、11月16日に下院の壇上に立ったパークは二回目の和解演説を行い、「これは、これまで提案されてきた取り決めに基づく譲歩よりも、彼ら自身についていえばより荘厳であり、植民地の平安についていえばはるかにより有効である」⁵⁾と述べて、事態の収拾が不可能となる前にこれまで植民地が求めてや

まなかった課税権の放棄を行うなどして、是が非にも和解の実を挙げるよう敢然として主張した。しかし、彼のこうした二度にわたる果敢な和解提案も沸騰した現実政治の前では如何ともしがたく、何の実も結ばなかったことは周知のとおりである。

ところで、このようにアメリカ植民地との和解に心血を注いでいたまさにこの時期、パークは、アイランドについてそれが果たす役回りに期待して重要な言及を行っている。それは、同年10月に入ってブリテンの強硬なアメリカ植民地政策に対して支持すべきかがアイランド議会において問題になったときのことである。このとき、アイランドは本国とアメリカ植民地とが戦争状態に陥ったことに大きく揺れ動き、国論はその是非をめぐる二分され、非常に不安定な状態にあった。⁶⁾ そのため、当時ヨーロッパにおいて確たる同盟国をもたず、兵員の不足にも悩まされていたブリテンは、後方支援の必要からもアイランドから支持を取りつけることに躍起であった。そこで、アイランド議会の不支持が戦争の継続を困難にし、ひいては和解への道を切り開くと考えたパークは、ロッキンガム派の有力者で、アイランドに強い縁故を有していたリッチモンド公(Duke of Richmond)に対して、公と関係の深いレンスター公(Duke of Leinster)やT. コノリー(Thomas Conolly)などを通じてアイランドの貴族や下院議員に影響力を行使するよう働きかけている。⁷⁾ 9月26日にリッチモンドに宛てたと思われる書簡の中で彼は、今まさに「アイランドは、帝国を左右する力を有し、ことによると果てしなく帝国の運命を握る」立場にあるとした上で、議会が間に入って仲裁役を果たすほかに、わずかに「王国外で使役される軍隊への臨時的助成金や糧食」(傍点, 原文イタリック。以下同様。)を停止するだけで、「破滅的な戦争から帝国全体を守り、支出よりもむしろ一度の儉約で、平常心をなくしたこの国がその属領の一切を隷属化することによって自滅へと向かうといった計画を打ち立てるのを防ぐ」⁸⁾ことができる論じている。

3月22日の和解提案が下院で否決され、6月

17日のバンカーヒル（Bunker Hill）の戦いを経て本国と植民地とが本格的な戦争状態へと向かう中で、アイルランド議会の植民地政策不支持は、ブリテンが坂道を転げ落ちるかのように戦争へと突き進むのを押し止めるもっとも有効な方策であった。このときアイルランドでは、戦争による貿易の途絶もあって、ブリテンの植民地政策は一般に頗る不評であったが、とりわけアイルランド北東部のアルスター地方では、アメリカ植民地とのつながりが深かったプレスビテリアンを中心に、植民地の態度に共感を示す傾向が強く、そのぶんブリテンの強硬な姿勢に対して批判的であった。⁹⁾ それゆえ、廷臣の出で老練なアイルランド総督S. ハーコート（Simon Harcourt）の議会工作が奏功し、10月10日アイルランド下院がブリテン政府のアメリカ植民地政策に対して全面的な支持を与えたときのパークの失意・落胆は、想像に難くない。¹⁰⁾ 彼は、翌1776年1月7日旧友のオハラ（Charles O'Hara）に宛てた書簡の中で、「アメリカに対する我が国の行いは、邪で愚かであるが、しかしながら無理からぬ不正・愚行であり、貴国のは、口に出しているのも憚れる卑劣な類の行為であります」¹¹⁾ とまで述べて、アイルランドの選択を厳しく非難している。それは、アイルランドが「何の危険や危難もなく、あるいはほとんど何の困難もなく、最大の威厳と慈愛を備えた仲裁的な役割で現れ、そして、必ずや即座に御国自身の自由を獲得し、我が国全体に平和をもたらすことになりうる立場にあった」¹²⁾ と思念されたからであって、戦争への積極的な支持ないし関与をただただ拒否するだけで事足りたものと、彼は慨嘆している。

この時期のパークの関心はアメリカ植民地との和解一点にあり、二回目の和解提案が否決されたとはいえ、最初と比べその票差が縮まっていたこともあり、それだけにアイルランドの行為はあまりに口惜しいものであった。その落胆ぶりは、同年6月4日に知友で、後に義勇軍の司令官になるチャールモント伯（Earl of Charlemont）に宛てた書簡の中で「アイルランドは、神の配剤によりこれまで一従属国に対し与えられた中でもっとも栄誉ある機会、すなわち大帝国の争いの中で安全

かつ間違いのない仲裁者となる機会を逸しました。アイルランドは、平和の調停者になるかわりに、その国自身の自由の原理に反して行われる戦争の弱々しい荷担者になることを選びました」¹³⁾ と述べて、その行いを再び非難していることから明らかである。こうしたパークの論難はいささか一方的な嫌いがあるが、しかしまた、このときの彼の言辞からみて、植民地との和解に心血を注ぎつつも、「帝国」が危機にある今、生国アイルランドが千載一遇のこのチャンスを生かし、一方的に従属した下位国家から、帝国内で枢要な地位を占め、真に栄誉ある国家へとなることを心秘かに願っていたということもできる。

いずれにしても、以上のように、この時期の彼のアイルランドに関する言及は、もっぱらアメリカ植民地との和解に資すると思慮された事柄に限られている。これは、独立戦争が緒戦期にあってまだなお致命的な衝突にまでは至っておらず、和解に向けた希望は十分に残されていると思念されたことによる。しかし、それも、一進一退の攻防の末、1777年10月17日ニューヨーク植民地のハドソン河畔にあるサラトガ（Saratoga）で本国側が手痛い一敗を喫するまでのことであつた。パークは、このサラトガの戦いが起こるほんの少し前の10月8日にC. J. フォックス（Charles James Fox）に宛てた書簡の中で、アイルランドの状況に触れた後で奇しくも次のように述べている。

法により押しつぶされた民衆は、力以外何も望みません。もし法が彼らの敵であるならば、彼らは法に敵対することになるでしょう。望むものをたくさん有し、失うものを何も持たない人々は、多かれ少なかれ常に危険です。しかし、これは、今のところわれわれの仕事ではありません。¹⁴⁾

これは、もっぱらアイルランドのカトリックについて述べたものであるが、実際には当時のアイルランド全体にいえることであつた。というのも、サラトガでの敗北を機に事態は急展開し、翌11月15日には第二次大陸会議で連邦体制の基本法となる「連合規約」が採択されるなどアメリカの分離独立が一気に現実味を帯びていく中で、アイ

ルランドがその影響を受けて急激に不穏な状態に陥ったからである。そして、そのためアイランドがブリテン側の真剣なる討議・考慮の対象として浮上したことから、パークは、ブリストル選出の一下院議員としてそれに深く掛かり合うことになる。¹⁵⁾ すなわち、「貿易制限緩和問題」がそれである。

ところで、18世紀のアイランドは政治と同様、経済においてもまったくブリテンに隷属した状態にあったが、そうした下でありながらも、規制外品目であったリネン製品、ならびに牛肉や豚肉、バター、チーズといった食料品にその活路を見出し、アイランドの対外貿易は1730年代以降順調に拡大していた。¹⁶⁾ その主たる販路はアメリカ植民地ならびに西インド諸島で、なかでも塩漬けの牛肉や豚肉、バター等の食料品は、西インド諸島の黒人奴隷や植民地貿易に従事する船員、海軍などを主たる対象者としていたことから、植民地の発展にともないその需要は安定したものであった。と同時に、それに合わせてアメリカ植民地や西インド諸島からの輸入も順次拡大していた。その主たる品目は砂糖、煙草、亜麻仁、ラム酒、木材や挽材などで、中でも砂糖と煙草はもっとも貴重な輸入品目であり、過半を占めるに至っていた。¹⁷⁾ しかしながら、品目や販路に対する厳しい制限の下にあって貿易の拡大・発展といってもそこには自ずと限界があり、アイランドは貿易制限に対して常々不満を抱いていたが、その不満を顕在化させ一気に噴出させる決定的な契機となったのが、アメリカ独立戦争の勃発である。¹⁸⁾

アイランドでは、「ボストン茶会事件」以降、本国とアメリカ植民地との関係が抜き差しならない状態に陥ったことで貿易不振に陥り、その煽りを受けて財政悪化が急速に進行していたが、独立戦争が勃発したことで植民地貿易の安全が一切保障されなくなり、アイランドの経済は大きな打撃を被ることになった。そして、それに追い打ちをかけたのが、1776年2月にブリテンから突如として課せられた通商停止（embargo）である。これによりアイランドは、ブリテンならびに王領植民地を除き、食料品の一切を輸出することを

禁じられ、さらに深刻な経済停滞へと陥ったのである。元々、この通商停止措置は物価の高騰を防止することを目的とするもので、ブリテンもまた、アメリカに駐留する軍隊および艦隊の糧食をアイランドから大量に購入するなどして一定の配慮を示したりもしたが、そうしたことでアイランドの不満を解消することはできなかった。否、それどころか、独立戦争が勃発して経済情勢が日増しに悪化していく中で、ブリテンから有無もいわず課せられた通商停止措置は、貿易制限の不当性をアイランドにより明確に再認識させる結果となり、¹⁹⁾ 航海法や家畜法、羊毛法などによって課されてきた一切の貿易制限の撤廃、さらには「自由貿易」を強く求める声が、その後アイランド国内において急速に高まっていくことになるのである。

このようにアイランド国内が騒然となったことで、ブリテン側は某かの対応を迫られることになるが、とはいえ、通商停止によりもたらされた経済停滞だけがその主たる要因ではない。サラトガにおける敗北と英将 J. バーゴイン（John Burgoyne）の降伏を機に、予てから財政や装備その他の面で陰に陽にアメリカ植民地を支援してきたフランスが参戦の決意を固め、1778年2月6日にアメリカと同盟条約を締結したのである。このバーゴインの降伏および米仏同盟条約締結の報は、当然にも、ブリテン本国だけでなく、アイランドにも大きな衝撃を与えることとなった。というのも、ブリテンの植民地政策を積極的に支持してきたアイランドは、フランスの参戦により直接侵入・攻撃される危険にさらされることになったからである。折も折、同年4月28日にポール・ジョーンズ（John Paul Jones）率いるアメリカの私掠船レインジャー号（the Ranger）がベルファスト湾口に侵入し、英国海軍の船艇ドレイク号（the Drake）を捕獲した事件は、アイランドにその危険性をまざまざと示すこととなった。²⁰⁾ しかも、アイランドは、ブリテン政府がアイランド駐留兵士の多くをアメリカに急派していたために、自国を防衛するに必要な兵員を決定的に欠いていたばかりか、²¹⁾ 肝心のブリテンが、多くの艦船を植民地

に差し向けていたことから増強したフランス海軍の前に制海権を奪われつつあったのである。まさに「危急存亡の秋」来るである。そうした中アイルランドでは、財政に余裕のなかったアイルランド政庁(the Castle)に代わって、同年3月のベルファストを皮切りに、もっぱらプロテスタントからなる義勇軍(the Volunteers)が各地で結成されていくことになる。²²⁾ 爾後、アイルランドは、貿易制限の緩和をはじめとしてブリテンからさまざまな譲歩を勝ち取ることになるが、まさにこの義勇軍こそがその主たる原動力であったのである。

2. 貿易制限緩和問題

サラトガでの敗北を機にアイルランド国内が沸騰し騒然とする中で、政権の座にあったノースは、アメリカ植民地との和解を試みる一方で、アイルランドがアメリカ植民地を模倣するのを恐れて貿易制限の緩和を真剣に考慮するように迫られていた。そして、その意を受けたのが、1774年選挙において Bristol 選挙区でパークと議席を争ったアイルランド貴族のクレア卿、ニュージェント伯(Earl Nugent)である。アイルランドの経済停滞を憂慮した彼は、1778年4月2日、下院において貿易制限の緩和について討議するよう緊急動議を行い、満場一致によりすぐさま委員会に付された後、4月8日委員会の諸決議が下院に提出され審議されることになった。下院に提出された諸決議の内容は、以下の事項である。すなわち、第一に、羊毛および羊毛製品を除くすべてのアイルランド産品の植民地への直接輸出、第二に、煙草および洋藍(インディゴ)を除くすべての植民地産品のアイルランドへの直接輸入、第三に、アイルランド製ガラスの禁輸の解除、第四に、綿糸、粗麻布および索条のブリテンへの無関税輸出、などである。これは、アイルランドの意に適うものであり、この段階にあっては充分なる満足を与えるものと思量された。²³⁾ しかし、これらの諸決議は、ブリテンの最重要品目であった羊毛および羊毛製品が除外されていたにもかかわらず、ブリテンの商工業者を恐怖に陥れ、轟々たる不満と抗議

を巻き起こしたのである。その結果、Bristolをはじめ、リヴァプール、マンチェスター、グラスゴー、プレストンといった20を超える商工業地から、貿易制限緩和に反対する請願が下院に次々と提出されその数は45通にも上るほどであった。²⁴⁾

このようにブリテンの主だった商工業地が一斉に貿易制限緩和法案に反対して請願を繰り返していたとき、パークは、まさにその急先鋒であった Bristol 選出の議員として下院に議席を占めていた。エイヴォン川(the Avon)河口に位置する Bristol は、18世紀後半にはその繁栄にやや蔭りの色が見え始めていたものの、当時それでもなお植民地貿易の一大拠点としてブリテン第二の都市の地位を誇っていた。²⁵⁾ 彼は、ニュージェントが下院で先の提案を行った4月2日、「アイルランドは今やブリテン国王のもっとも重要な属地であり、この国がアイルランド国民に対してブリテン市民がもつ特権を認めるといのは、とりわけ当然なことである」²⁶⁾ と述べて、すぐさまそれに賛意を表したのを皮切りに、積極的な議会活動を展開し、貿易制限緩和の正当性・必要性を一貫して主張している。彼は、4月7日の委員会審議で「自由な製造とあらゆるものの輸出をただちに認めることにより、見せかけの利益ではなく、実質的な利益をアイルランドに付与する」²⁷⁾ よう求めるとともに、羊毛および羊毛製品の除外は、「彼らにとってそれ[制限緩和]をほとんど無価値なものとし、われわれにもたらされる信望をより小さなものにする」²⁸⁾ ([] 内引用者。以下同様。) と述べて、緩和が限定的なことに非を鳴らしている。さらにまた、4月9日には自ら修正動議を提出する一方で、ブリテンで購入されアイルランドに輸入されたブリテンの羊毛製品を輸出することは可能であると論じたりしている。²⁹⁾

しかしながら、こうした、ある意味でラディカルなパークの主張は、当然にも、Bristolの有権者の受け入れるところではなかった。そのため彼は、緩和の拡大を下院で論じた4月9日頃に Bristol 冒険商人組合(Society of the Merchant Adventurers of Bristol)の長であった S. スパン(Samuel Span)

に諸決議の写しを添えた短簡を送付して、アイランドに対する貿易制限緩和の正当性と必要性を直接説いて理解を得ようとした。その中で彼は、まず「各部分がある程度その全体の勢威および繁栄に貢献しうるように、現在もなお留まっているこの帝国のその部分〔アイランド〕を改善することは、絶対的に必要」であること、ならびに「制限的にして強圧的かつ不公平な政策」がこの上なく危険かつ有害であることを明らかにする。そして、貿易制限を緩和し、貿易をある程度開かれたものにするには「それによってアイランドにもたらされる利益のためというよりも、むしろかかる情勢にあって共同防衛における共同利害という意識によって人心を満足させ、統合するために必要なのです」³⁰⁾と述べて、それが分裂に向かいつつある「帝国」の再編に不可欠であることを強調している。さらに彼は、それに加えて、商工業者の懸念・恐怖をぬぐい去るために、アイランドが市場に参入したとしても、「思うに、世界はすべての人々にとって十分に広く、ある部分が某か手に入れたからといって、当然にもその他の部分はそれを失うと、われわれは結論すべきではありません」として、次のように述べている。「拡大された自由なシステムから生じる繁栄は、その対象すべてを改善します。そして、繁栄している国々との貿易に与ることは、欠乏と貧困の独占よりもはるかに良いことなのです」³¹⁾と。

このようにパークは、貿易制限の緩和が理にも適い、時宜にも適っていること、そして貿易上の譲歩が決してブリテンから市場を一方的に奪うものではないことを的確に論じた。しかしこうした彼の説明も功を奏さず、逆に、冒険商人組合を代表してスパンは、4月13日ブリストル選出の下院議員であったパークとH.クリューガー（Henry Cruger）の両名に宛てて書簡を認め、「市は、その法案に大いに驚いており、全力でそれに反対するつもりです」と述べた後、両者に対して「ブリストルの有権者およびイングランドの製造業の利害」³²⁾に鑑み緩和計画に反対するよう強く求めたのである。

これに対してパークは、自己の行動への理解を

求めて4月23日再度スパンに比較的長文の書簡を書き送り、さらに詳しい説明を行っている。その中でまず彼は、「いつの日にか採用されるであろうと信ずる通商システムの寛大さにはとても達していない」³³⁾として、緩和の程度が充分ではないとの考えを明らかにしている。このことについて、4月11日、次いで14日に、ブリストル在住の有力商人で、1774年選挙でパークがブリストル選挙区から出馬する際にそのお膳立てをしたR.チャンピオン（Richard Champion）に宛てた書簡の中で、委員会の諸決議を「取るに足りない」もの、あるいは「ほんの微々たるもの」³⁴⁾と繰り返し述べているように、彼にとってそれは、満足するにはほど遠いものであった。この点で、当初より彼は「自由貿易」、ないしそれに近い広範な緩和を頭に描いていたと思われるが、ではなぜ、それほど「微々たるもの」であるにもかかわらず、選挙区ブリストルの有力者たちとの衝突という危険まで冒して、貿易制限の緩和を擁護したのかといえ、それが「より良きものへの準備、そして他者に対する公正がわれわれにとって常に愚行であるとは限らないということを実験的に示すための手段」であって、「不完全ではあるが、正しき原理を目指す」³⁵⁾ものであると推知されたこと、この一事による。

そうしてパークは、第一にアメリカ植民地との戦争により「帝国」が尋常ならざる状況に陥っているとの観点から、第二に貿易制限の緩和がイングランドにとって不利益であるどころか、むしろ優れて有用であるとの観点から、その正当性・必要性を再論している。まず、第一の観点であるが、彼は、「われわれは、狭小で制限的な統治計画への頑迷なる固執によってこの〔アイランドの〕国民にもたらされてきた苦難について無感覚であることはできません。実にわたしは、もっとも決定的な経験〔アメリカ植民地戦争〕が世界のその他の人々にそうした計画を断念するよう教えているまさにそのときに、得心してそれを採用するなど断じてできません」³⁶⁾と述べて、アイランドに対してなされてきた「狭小で制限的な統治計画」がもはや何の正当性も何の効果も持ちえないこと

を、そしてもしそれが変更されずにそのまま継続されるならば、アメリカ植民地と同じ轍を踏むであろうことを強く説いている。しかも、アイルランドは非常に切迫した状態にある。「もしわれわれの現在の窮迫した不利な状況の中で、われわれが繁栄にのみありがちな過誤に固執するならば」、それは致命傷ともなりかねない。アメリカが分離独立に向けて邁進する中で、ブリテン帝国は分裂・崩壊の危機にある。それゆえに今なすべきことは、アイルランドに対して予防的な譲歩を行い、「帝国」内に繋ぎ止めておくことである。彼はいう。「現在、ブリテン国民は恐ろしい分裂状態にあります。われわれは帝国を二度と一つにできない以上、今でもわれわれの審議会(councils)によって安んじて統治されている、帝国のそれらの部分にできる限りの活力と健全さを与えることが、われわれの仕事です」³⁷⁾と。

次に、第二の観点である。諸決議の内容が明らかになる中、それにより市場が浸食されてブリテンの商工業は致命的な打撃を受けるとして、主だった商工業地が先を競うかのように貿易制限の緩和に反対の意を表明したが、このことについてパークは、賢明にも次のように述べている。「結局、われわれがそれほど興奮して議論している事柄とは一体何なのですか。われわれは、この諸決議でアイルランドに何か与えるのですか。1シリングとて与えるものではありません。ただわれわれは、二、三の事例において、神が彼らに、そして全人類に与え給うた自然的な能力の使用を彼らに任せることに同意するだけです」³⁸⁾と。貿易制限の緩和は何の不利益も生み出さないし、また、それによりイングランドの商工業が甚大な被害を被ることもない。そうした危惧は、ただただ妄想的な精神によりもたらされたものに過ぎない。かてて加えて、アイルランドがブリテン国王の下にありながら、そうした「神の恵沢」を享受しえないのはあまりに理不尽であり、かかる時期にあって、それは、アイルランドをまったく隷属した状態にまだなお留め置こうとの決意を宣明する以外の何ものでもない。

パークは、「アイルランドがわれわれの前に立

ちはだかっており、それゆえに牽制されなければならないというのは、わたしの考えでは、非常に誤った、そして大変危険な原理です」と述べた後、少し間を置いて「実際、イングランドとアイルランドとが共に繁栄することは可能です。世界は、われわれ双方にとって十分に広いのです」³⁹⁾と、最初のспан宛書簡の文言を繰り返す形で問題を一旦閉じている。しかし、ここで重要なのは、その間の議論である。彼は、アイルランドが競争者となることについては否定しない。彼が否定するのは、制限を緩和せずに旧式の規制の下にアイルランドを留め置くことに対してである。彼は次のようにいう。

アイルランドは、ここと同じ風土の国であり、そして同じ自然的特性と産品を有する国です。それゆえに、同じ目的で、われわれがなすのとまったく同じようになす以外、それ自身豊かになる、言い換えればわれわれにとって有用となる、どんな方法も有しません。わたしは、大ブリテンにおいて常にわれわれが繁栄するためのあらゆる方法を例外なく追い求めるよう願っていますし、もちろんアイルランドが何かにおいてわれわれの前に立ちはだかるだらうことを願っています。⁴⁰⁾

これは、完全に自由で対等な競争に基づくものとはまではないかにしても、パークがこれまで繰り返し述べてきた貿易・通商の「拡大された自由なシステム」、すなわち少し後にアイルランドで強く要求されることになる「自由貿易」を雄々しく擁護するものであったが、彼がここまで明確に言い切った理由は何であるのか。ひとえにそれは、アメリカの独立分離という「帝国」の危機にあって、その誤りを正視せずにこのまま蒙昧な考えに固執するならば、それこそ「帝国」の衰微・解体は必ずや現実のものになると推知されたことによる。彼は、「アイルランドを制限しようとして、自らを抑制しなければならなくなるのか、それとも単なる抑圧のために、今なお留まっているわれわれの属地を全般的で無節操な抑制の下に留め置くべきであるという、衝撃的な結論に陥らなければならなくなるのか、いずれかです」⁴¹⁾と述べて

いる。

こうした議論の後、パークは、課税問題と合同問題を組上に載せている。これは、спанがパークとクリューガーの両名に宛てた書簡の中で、アイランドは「地域的な利点」を多く有し、またその税はイングランドと比して著しく公平性を欠くがゆえに、「このまったく有害な法案よりも、むしろ合同の方が、本王国にとってはるかに良い」⁴²⁾と述べたことによる。当時イングランドでは、もしアイランドがイングランドと同じ利益を享受したいというならば、課税負担もまた均等にすべきであるとする議論が一般になされていた。⁴³⁾パークは、アイランドはすでに耐えうる限りの税負担を行っているとして、均等課税論に次のように反駁する。

より一層の負担に耐えるためにアイランドは、より一層の能力を有さなければなりませんし、自然の理法において便益は負担に先んじなければなりません。この事物の配列は神の法であるがゆえに、あなたもわたしもそれを^{変えること}能いません。ですから、もしあなたがアイランドからより一層の助けを得ようとするならば、^{予め}アイランドにより一層の方法を提供しなければなりません。⁴⁴⁾

このように彼は、均等課税論を逆手にとる形で、アイランドが国力を増して有用な存在となるために、何よりもまず貿易制限を緩和して、自然的利益を少しでも醸成できるようにするのが先であるとする。

また、便益と負担の均等化から導き出された大ブリテンとアイランドの合同論は、その後1800年に合同法が可決・成立するまで、人を変え、場所を変え、人口に膾炙することになるが、この時点においてはあまりに唐突でしかも実行不可能な事を前提とした議論であった。そのためパークは、それを「国家の大問題」であるとしてさらりと躲した後、「それが煮詰まって実行可能で願わしい計画になりうるまで、わたしは、利害と愛情からできる限り緊密にアイランドと結びつくことを望みますし、それこそが名ばかりのどんな政府の合同よりもはるかに良いと確信しています」⁴⁵⁾と

述べるにとどめている。とはいえ、「利害と愛情」に基づかない一方的な合同は双方にとって何の益もないどころか、互いを不幸にするだけであるというのが、彼の偽らざる心情であった。この考えは、彼のその後の政治生活において一貫したものであった。

さらにパークは、5月2日にハーフォード・カウルズ商会に宛てて同様な書簡を認めている。この商会に名を連ねているJ.ハーフォード(Joseph Harford)は、1774年の選挙で先のチャンピオンとともにパークの出馬に一役買ったブリストルの鉄鋼商で、4月27日パークに宛てて、彼が貿易制限の緩和を積極的に擁護していることに失望するとともに、彼の出馬に尽力したことを悲嘆している旨の書簡を商会名で書き送っており、⁴⁶⁾これはその返信である。この点で、спан宛の書簡がブリストル選出の下院議員である彼が選挙民に対して自己の行為を公式に弁明するという性格を有していたのに対し、ハーフォード宛の書簡は、出馬以来の助力・厚誼に感謝して、私的に、格別かつ十分な説明を施すといった性格を有していたことに留意する必要がある。

とはいえ、その趣意は、спан宛の書簡と同様に貿易制限緩和の必要性ならびに正当性を明らかにすることにあつた。まずパークは、委員会において諸決議が満場一致に近い状態で可決したこと、およびノースをはじめとした内閣の閣僚および野党の有力者がそれを強く支持したことを指摘した上で、「この時期にかかる措置を取る理由は、ともかくもあまりに明白であまりに焦眉です」⁴⁷⁾として、アイランドの置かれている窮境について言及する。しかし、спан宛の書簡とはいささか異なり、アイランドが現在嘗めている辛酸の原因はブリテンにあるとして、彼は、その救済を積極的に擁護している。アイランドは、「その威厳、その利害、あるいはその自由のまったき原理」とも完全に衝突する植民地との戦争に否応なく荷担させられ、今やフランス軍との戦いにさらされている。しかもアイランドは、イングランドが課してきた貿易制限に我慢強く耐えてきたにもかかわらず、実際に戦端が開かれるや、アイ

ランドに認められてきたわずかな貿易さえ、ズタズタに寸断されることになった。彼はいう。「かかる状態にあって、アイルランドがわれわれの争い中で実際の利益を某か手にするのを許容すべきでも、はたまたわれわれが招き入れてしまった敵〔フランス〕から自国を守るに際し背負い込む負担に耐えるための将来的な手段についてアイルランドに某か期待を抱かせることで得意になるべきでもないのでしょうか」⁴⁸⁾と。

次にパークは、「あなた方はそれにより損害を被らないし、被るはずなどない」と述べて、これまた先のスパン宛の書簡と同様、貿易制限の緩和が損害を与えるどころか、むしろ有用でさえあるとする。しかし、ここで展開される議論はそれとはかなり趣を異にし、「廉直 (Honesty)」ないし「正義」といった観点からアイルランドの貿易に対して格別に考慮するよう促している。彼は、「もし廉直が個人の一時的な利益に関して真のやり方であるとするならば、諸共同体の恒久的な利益に関してははるかに疑いなくそうです」といい、またアイルランドが貿易制限の緩和によって繁栄すれば、その分ブリテンは損害を被るというのは無知蒙昧な考えであって、「貿易は、あたかも相互に関係のある需要と消費の対象が嫉妬の範囲を越えて拡大しえないかのように、限定されたものではありません」⁴⁹⁾と述べた後で、ロックにも似た口吻で次のようにいう。

神は、人類の子孫に大地を与え、それを彼らに与えるに際し、疑いもなくどんな窮境にも余りあるほど十分なもの、すなわち些少ではなく、最大限惜しみない備えを彼らすべてに与え給いました。我が本性の創造主は、かの本性のうちに人は労働によって糧を得べしとしっかりと刻み、同じ律法を神の書き記された御言葉において宣布し給いました。⁵⁰⁾

それでは、彼のいうところの本旨はどこにあるのか。それは、まさに「如何なる人間も、そして如何なる人間の集団も、労働を妨げる、または糧を与えずにおくといった類のいかなる権利も有さない」というところにある。彼は、そっくりそれをアイルランドに当て嵌めて「自国の貿易制限に直

接または間接に何の補償も受け取っていないアイルランドは、正義または公共の廉直においてそうした制限に服させられるべきではありません」⁵¹⁾というのである。

貿易を制限される一方で、それに対し何の補償もされず、ただただ隷属した状態に留置されている。それがアイルランドの偽らざる姿である。そうした意味で、懸案中の貿易制限緩和法案は、絶対的不正をいささかなりとも和らげ、わずかであれ正義を恢復するに資するものである。パークは、「わたしがこれらの法案に賛成票を投じたのは、アイルランドを完全に正当に取り扱っているからではなく、これまではびこってきた全般的な禁止よりも多少なりとも不正が少ないからです」⁵²⁾と述べている。その後も彼は、そうしたわずかばかりの取るに足りない制限の緩和に色めき立ち、口々に不正・不当と唱える様に対し、言を尽くしてその誤りの一切を正すとともに、アイルランドが何の恩恵も受けることなく、張りめぐらされた禁令の中を時間をかけながら少しずつ発展してきたのだとする。そして最後に彼は、次のようにハーフォードに問いかけている。

わたしを信じて下さい。もしアイルランドがあなた方に利益をもたらすとするならば、それは貿易において制限されている部分からではなく、競争がないわけではないが、自由な状態にされている部分からもたらされるのです。その自由が大きくなればなるほど、あなた方の利益もますます大きくなるに相違ありません。たとえ一つの点で損をしても、あなた方は20の点で利益を得るでしょう。⁵³⁾

しかしながら、こうしたパークの度重なる説得も結局は徒労に終わることになる。両者の考えの開きはあまりに大きく、とりわけ重商主義政策を自明のものとして、そのわずかな変更さえ自らの存立基盤を脅かすとして恐怖に凝り固まった彼らが、如何なる程度のものであれ、貿易制限の緩和といった話に聞く耳をもちえようはずもなかったのは、当然といえば当然のことである。⁵⁴⁾ハーフォードは、5月5月付けの返信で「われわれは、残念ですが、現在の事物の状況下であなたのお考

えに賛意を表しうる者など、今までのところわれわれの中で誰一人としていないといわざるを得ません」⁵⁵⁾と述べている。

しかし、下院での審議は継続しており、パークに悲嘆している暇はなかった。彼は、5月に入ってから精力的に登壇し、アイランドに対する貿易制限の緩和を繰り返し擁護してその実施を強く迫っている。中でもとりわけ重要なのは、5月6日に行われた演説である。彼は、「産業へのあらゆる誘因を剥奪され、富へのあらゆる経路から閉め出されたので、アイランドは心の中で悲嘆していたが、その境遇に決して文句をいうことはなかった」といい、また「アイランドは、本国政府への愛着忠誠を立証するために、そこから何の利益も得ようことのない征服に助力し、国庫を空にし、そして国土を荒廃させてしまった」⁵⁶⁾と述べて、アイランドが身の不遇を託しながらもなおブリテンに弓引くことなく、順良であったことを力説する。なればこそ、ブリテンはその姿に真摯に応えなければならない。それにはアイランドに対し貿易制限を緩和し、正義を闡明することである。彼は、次のように述べている。「彼ら[アイランドの民衆]は、憐れみではなく、正義を求めている。彼らは、ブリテンが太っ腹であることではなく、思慮分別のあることを要求している。つまり、……アイランド自身の幸福 (good) に必要なものを与え、アイランド自身の利益を保障することを要求している」⁵⁷⁾。

3. 「自由貿易」—その政治経済学—

この1778年のアイランド貿易制限緩和法案は、激烈な賛否が渦巻く中、結局、後退を余儀なくされ、5月19日の委員会審議で最終的な歩み寄りが行われた。それによって、アイランドで建造された船舶はブリテンで建造されたものにする、およびアイランドで生産された綿糸は無関税でブリテンに輸出されることが新たに認められたが、当初認められていた植民地からの直接輸入は却下され、植民地への直接輸出も一応認められはしたものの、当初から除外されていた羊毛

および羊毛製品の他に、新たに紡毛糸、綿製品、ガラス、ホップの実、火薬、石炭等が除外品目として加えられた。パークは、このように当初の案から大幅に後退した最終的な妥協案に対して大いに不満であったが、「慎慮、政策および正義の諸原則に則り、アイランドの貿易を拡大するという根本方針を確証する」⁵⁸⁾ものとみなし、貿易制限のより一層の緩和は次の機会に委ねられるとして、ことさらそれに異議を申し立てることはしなかった。それは、ブリテンが深刻な経済停滞を打開するため、貿易制限の緩和に着手したという事実をアイランドに示すことが何よりも肝要であると思念されたことによる。⁵⁹⁾

次に貿易制限の緩和がブリテン議会において再論されることになるのは、先のニュージェントがアイランド貿易について再度考慮するよう促したのを受けて、翌1779年2月15日、アイランドの現状を深く懸念したニューヘイヴン男爵 (Baron Newhaven) が西インド諸島から植民地産品を直接輸入することをアイランドに認めるよう下院に提案してからである。これは先の会期で却下された植民地からの直接輸入を部分的に認めるもので、1778年の貿易制限緩和を一步進めると考えたパークは、その日すぐさまニューヘイヴンの提案を支持する演説を行っている。その中で彼は、アメリカ植民地との間に戦争が生じたのはひとえに本国の硬直した強圧的な政策によるものであり、その結果「われわれは帝国の三分の一をすでに失い、恢復の見込みはなくなっている。アイランドは荒廃し破産した状態にある。政府の統御は非常に締まりのないものとなり、騒動や暴動が日々懸念されている」とした後、ブリテンにも言及して「要するに、我が属地だけでなく、大ブリテン自体すら暴動や反乱の機があらゆる地域で熟している」⁶⁰⁾と述べている。

このように彼は暴動・反乱の可能性を示唆しながら本国政府の秕政に非を鳴らす、それは、とりわけ義勇軍運動が高揚し、それに引きずられてアイランドの政情が一気に加熱して収拾がつかなくなる前に、是が非にも緩和の姿勢を示さなければならないと思念されたことによる。彼は、「大

ブリテンはアイルランドを拘束するいかなる権限も有しておらず、そのように行使されるそうした統御は恣意的かつ専制的たるも同然である」⁶¹⁾としてアイルランドに対する貿易制限そのものを強く否定した上で、「新たな政策体系が普及しなければならぬ時期が来るであろう」として次のように断じている。「ブリテン帝国の貿易は開かれていなければならない。さもなければ、両王国の臣民は皆アメリカに移住するであろう。その結果、アイルランドは、最大規模、今懇請しているものすべてを手にするに違いない」⁶²⁾と。パークのこの言は後でみるように実際その年の終わりに現実のものとなるが、この論調の変化は、彼が状況の悪化に対して如何に明敏な危機感を有していたかを、そして実際政治の場において彼の判断が如何に的確であったかを見事に示している。

しからばこそ、パークはアイルランドに対する貿易制限緩和の正当性・必要性を頑なに主張し得たのである。しかし、ニューヘイブンのこのときの提案は結局採決されることなく棚上げされた。そのため遅滞を恐れたニューヘイブンは、翌3月10日、砂糖に絞って西インド諸島からの直接輸入を認めるよう再度下院に提案し、どうにかこうにか委員会審議にまでこぎつけた。この再度の提案は、彼の独断専行によることもあってか、著しくまとまりを欠いており、パークにとって決して納得のいくものではなかったが、それでもなお彼は、先と同様「拡大の原理」⁶³⁾を最少限含むとしてそれを支持したのである。如何にそれが取るに足らぬものであっても、不満が爆発する前に貿易制限緩和に向けた姿勢は何としてでも示されなければならない。これが彼の切実な思いであった。

しかしながら、緩和内容がこれほどまでに貧弱なものであったにもかかわらず、またぞろ各地の商工業地から制限緩和反対の大合唱が生ずるに至り、それに気圧されたノースは、アイルランドの状況を顧慮しこの提案を暗に支持していたにもかかわらず、自らそれを棄却してしまったのである。まさにこれは、恐怖にかられ、何としても自らの特権を守らんとした商工業者たちの最後の悪あがきと、そして時代の動きを見通せず、同じ愚を再

び犯し政情をさらに混迷・悪化へと至らしめることになるノースの迷走とが共鳴して織り成した結果であった。万事休す。パークは、それを断腸の思いで眺めるしかなかった。その結果、貿易制限のより一層の緩和は遅々として進まず、そのためブリテンの対応を凝視していたアイルランドでは不満が日増しに増大することとなった。翌年9月パークは、『選挙に臨んでのブリストルでの演説』(Speech at Bristol previous to the Election, 1780) (以下では、『ブリストル演説』と呼ぶ。)の中で、1778年の貿易制限緩和法について「(わたしの意に甚だしく反して) 貿易における正当な対応と関係をこしらえるのに必要な部分をめちやくちやにされ、剥ぎ取られたために、まったく用をなさなかった」⁶⁴⁾と述べている。当初の案から大幅な後退を余儀なくされたそれは、その後により一層の緩和がなされてはじめて意義を有するものであり、ノースの棄却は、まったくそれを台無しにするものであった。

まさに案に相違せず。しびれを切らしたアイルランドは、義勇軍の力を背景にブリテンに対し強硬な姿勢を示すようになる。そもそも義勇軍は、フランスからの侵略・攻撃に備えるために1778年3月以降に各地で陸続と結成され、翌1779年7月に18,000名、10月には25,000名、その年の終わりまでには40,000名を数えるまでに急拡大していた。⁶⁵⁾それは、フランスと密約を結んだスペインが6月16日に突如ブリテンに対して宣戦布告を行い、フランスの艦隊とスペインの艦隊が合同して急襲・侵攻する構えを示したことから、アイルランドも当然その対象となると思念されたことによる。⁶⁶⁾しかし、フランスとスペインの合同艦隊は、足並みがそろわなかったことに加えて、糧食不足や壊血病などの病いにも悩まされた結果、何の戦果も挙げることなく引き返さざるを得なかった。その背景の一つとして、スペインがブリテン侵攻よりも、むしろ地中海支配の要衝であったジブラルタル(Gibraltar)の奪還に並々ならぬ意欲を有していたこともあるが、こうしてアイルランドに対する侵攻・攻撃の危機が一旦消滅したのを機に、義勇軍はアイルランド国内に充満

した不満に目を転じ、有り余る力をもってその鋒先をブリテン政府に向けるようになったのである。⁶⁷⁾

当時アイランドの指導者たちは、アイランドの産業はこれまで不当にもその発展を阻害・抑制されてきており、植民地との自由貿易によってのみ救済されると主張し、さらにはブリテンとアイランドとは経済的に緊密な関係にあり、アイランドの繁栄はブリテンにとっても有用であると論じたりもしていた。そうした中、1779年11月4日、国内に充満した不満の声に呼応した義勇軍が「自由貿易を、さもなくば」というプラカードを掲げてダブリン市内を示威行進し、またそれに気圧されたアイランド下院も、同月25日に予算について通常2年分行くところを6ヶ月分だけ採択するという異例の措置を採って、「自由貿易」を要求したのである。こうしたアイランドの強硬姿勢に肝をつぶしたノースは、事態をそのまま放置することもできず、朝改暮変宜しく、先の硬直した態度を一変、12月9日、羊毛や羊毛製品、ガラスなどの禁輸を撤廃するとともに、アメリカ、西インド諸島などの植民地との自由貿易を認めることを主内容とした提案を明らかにし、同月13日下院に動議した。このノースの提案は、これまでとは打って変わって院外で反対の声が上がることもなく、驚くほど容易に両院を通過したが、このときパークは、ノースの提案に賛成することもなく、沈黙したままであった。⁶⁸⁾ そのために彼は、アイランドで轟々たる非難を受け、弁明を強いられることになるが、ではなぜ彼は、アイランドに対し自由貿易を認めるとするノースの提案に沈黙を押し通したのか。

パークは、今会期初日の11月25日と翌12月6日の二度にわたりノースの秕政・無策ぶりを下院で痛烈に批判している。11月25日彼は、「かの国〔アイランド〕の諸事は、実際、非常に危機的な段階に達している。事態は身震いさせるもので、その結果、直接または間接に帝国の基底部に影響を及ぼすやもしれないまでにある」⁶⁹⁾として、アイランドが非常に憂慮すべき危険な状態にあると宣する。これは、義勇軍による示威行動

に加え、それに意を得た群衆が日頃の不満を爆発させ、暴徒化した事態を指している。パークは、「現今の苦難のかなりな部分」はノース内閣の秕政に起因しており、「彼の欺瞞に満ちた不誠実な行為」のためにアイランドの人心は急速に離れつつあるとして、次のようにいう。

アイランド人は、救済を今会期まで待たされてきた。その間に彼らの期待は彼らの欲望と苦難に比例して増大し、彼らの精神は彼らの損害に比例して高揚し、恩恵として受け取られたであろうものが、今や権利として要求されている。失望が彼らを苛立たせ、彼らの激情をせき立てている。そしてその結果は、当然にも予期されうるようなものである。すなわち、国全体が騒然とした状態にある。⁷⁰⁾

さらに12月6日、パークはノース批判を加速させている。それは、11月25日にアイランド議会が6ヶ月分だけ予算を認めるというやり方で、本国政府に対し抵抗の意思を明確に示したことによる。これは、アイランドの姿勢が忍従から要求へと転換したことを如実に示すものであった。「アイランドは、ほぼ一世紀にわたるその忠節、および積み重ねられた抑圧と国内的苦難の下での辛抱強い忍耐にもかかわらず、自ら砂糖を輸入するという大なる恩恵を拒絶されてきている。」⁷¹⁾ 彼らがその姿勢を一変して歩を前に進めたのは、ブリテンには譲歩する意思などさらさらないと思念されたことによる。実際、先のニューヘイヴンの提案は、読会に付された後、順調にその階梯を通過し、可決・成立も確実であると思われた矢先、ノースの変心により無思慮にも却下されることになった。その結果が、義勇軍の強圧的行為であり、「自由貿易以外何も彼らに効果的な救済をもたらす得ないとする議会宣言」であり、6ヶ月間に限定された予算案の通過である。パークは、次のように断じている。

彼らが要求するもの〔自由貿易〕の当然かつ確かな成就を確実なものとするために、最後の行為として、彼らは6ヶ月分の財政法案を通過させた。内閣は、アイランド議会からわずか6ヶ月間しか信頼を受けない。そのと

き両王国の真のありさまはどのようなものであったか。アイルランドは自由貿易を主張し、認められなければ、この国との政治関係を一切絶つことを決意したのである。⁷²⁾

ノースが自由貿易を認める提案を明らかにしたのは、そのわずか三日後のことである。ノースの変わり身の早さは今に始まったことではないが、今回のそれはあまりにも劇的であった。翌1780年1月5日、パークは、アイルランドの有力な下院議員で、義勇軍運動の指導者の一人でもあったH. フラッド (Henry Flood) に宛てた書簡の中で、ノースの提案に対する沈黙が「その議案について異議を投ずる傾向を有したのか、はたまたむしろ非常に厄介な議論を防ぐための手段であったのかどうか」について判断は任せるとした後で、次のようにいう。「わたしや他の者たちは独断的でありましたが、わたしは、われわれがアイルランドの意に添うことがまったく完全に正当であるなどとは考えません。確かに、この事柄にはわれわれの沈黙を愼慮以上の何かあるものとする情況が存しました。」⁷³⁾ 彼には、明確な賛成または反対のいずれも好ましくない結果を招くと思念されたのである。彼は、同年1月1日付けの『バラ宛書簡』(Letter to Thomas Burgh) の中で、「もしそれら〔諸決議〕はあまりに多大であると考えたならば、わたしは、イングランドをけしかけたとして非難されたでしょう。そして、もしそれらはあまりにちっぽけであると述べたならば、わたしは、アイルランドの不満を煽って真の反乱へと至らしめるよう企てた廉で告発されたでしょう」⁷⁴⁾と述べている。

アイルランド下院議員のT. バラ (Thomas Burgh) に宛てたこの書簡は、1779年12月26日頃にパークに宛てられた書簡に対する返信として認められたもので、その目的は「1777年からのアイルランド貿易問題に対する彼の姿勢を説明し弁護する」⁷⁵⁾ ことにあった。その中で彼はまた、「アイルランドの諸事について何もいわずにおくことがわたしにあって公然周知な思慮深さの問題であるべきというのは、いずれにしても、わたしが苦々しく悲嘆するものです」⁷⁶⁾とも述べている。ノースの提案内容それ自体には何の問題もない。これ

までの彼の議論からみて、むしろそれは、彼が強く望んだ「拡大された自由なシステム」に相応するものであった。しかしそれは、彼にとって何ら慶事ではなかった。問題は、ノースが行った貿易制限緩和の仕方、すなわち譲歩のなされ方であった。先にもみたようにノースは、限定されたニューヘイブンの提案を一旦は支持しておきながら、ブリテン内で強硬な反対運動が生じるや、すぐさまこれを撤回し、さらに今度はアイルランドが義勇軍の力を背景に強硬な姿勢で自由貿易を要求するや、最重要産品としてもっとも神聖視されていた羊毛および羊毛製品を含め、「イングランドの固有にしてとおきの分与することのできない権利と考えられてきた一切のものを全面的に放棄させられる」⁷⁷⁾に至ったのである。

パークにとって「大ブリテンから出でるすべてのものは恵み深く仁慈に満ちた贈り物として生ずる」べきであって、それが無理な場合でも、「回復されるべき当然の権利」として実力で奪い取られるのではなく、せめて「あなた方の叡智と先見による有益な提供」⁷⁸⁾と思われるようなものでなければならない。上位にあって勢威のあるブリテンのなす譲歩とは、そうしたものである。でなければ、両国が「利害と愛情からできる限り緊密に」結びつくことなど不可能である。これは、アメリカ独立戦争の経験が明確に教えたところであり、またしてもブリテンは同じ過ちを繰り返したことになる。ことここに至っては、折角の譲歩も仁慈あふるる賜り物とはならない。パークがノースの提案に賛成することも、反対することもできなかった理由はまさにここにある。しかも、こうした譲歩は、アメリカ植民地においてそうであったように、「権利」として実力により引き出されたものであるがゆえに、さらなる譲歩を生みだすに違いない。

実際、ノースの提案が可決・成立することで自由貿易を手にしたアイルランドがその立場をより堅固なものとするために、以前から懸案とされてきたアイルランド議会による立法権の専有を主張して、さらなる譲歩を勝ち取ったのは1782年5月のことである。⁷⁹⁾ もちろん、この背景として

1781年10月に本国軍がヴァージニアの南東部にあるヨークタウン（Yorktown）で大敗北を喫し、独立戦争の帰趨が事実上決したことが大きいですが、すでにパークは、ノースの提案にその予兆を見て取っていたのである。というのも、ノースの行った譲歩は、単に貿易制限の撤廃にとどまらず、立法機能そのものまでも毀損する傾向を有していたからである。パークは、「放棄のためだけに権威を持ち続けたイングランド議会は、ごく僅かな管理の一切を奪い取られた。それは、実際において蹂躪されていくにつれて、いかなる限定もなしに理論において否定された」⁸⁰⁾と述べている。

ブリテンは、屈服に近い全面的な譲歩を強いられた。それも義勇軍という実力を背景に。⁸¹⁾パークにとってこれは悪夢の再来でもあった。何よりもその原因は、アメリカの場合と同様、1779年2月「わずかであるが、時宜を得た譲歩」を拒絶したがために、同年12月「無制限で時宜を得ない譲渡」⁸²⁾を余儀なくされたノースの税政にあるが、それと同時に、アメリカを真似たアイランドの強圧的な行為も、彼にとっては口惜しいものであった。そして、それを主導したものこそ、兵員不足の間隙を縫う形で「ブリテンの立法部の同意もなく、国制の方針に反し、権利宣言に反して」⁸³⁾設立された義勇軍であり、その性格について彼は、『バラ宛書簡』の中で次のように断じている。

かの時期にアイランドの議会内外で起こったことは、決して忘れられないでしょう。あなた方は、新しい種類の、目的に適した軍を起こしました。それは、用いられることなく、その目的を果たしました。それが法の支配下になかったのは、絶対に間違いありません。しかし、それはもっと高次の権威に由来しました。そして、信仰についていわれるのと同様に、それは理性に反するのではなく、その上位にあります。その結果、この軍隊は、法の精神に反するというよりも、むしろそれを取って代わったのです。⁸⁴⁾

いずれにしても、アイランドに対し立法機能を喪失したブリテン議会は、それ以降「あたかもわれわれがフランスやスペイン、あるいはその他の

独立国に同種の特権を付与するのと同じような仕方です、……アイランド議会に留意するよう強いられる」⁸⁵⁾ ことになったのであり、それは、彼が譲歩・救済を通して実現しようとしたものとはまったく正反対のものであった。

パークがノースの提案に沈黙を押し通したのはこうした経緯の上にあるが、それとは別に、貿易制限の緩和といった場合、彼はどの程度の緩和が必要と考えていたのか。また、「拡大された自由なシステム」とは本来いかなるものを意味したのかという問題が残る。1778年4月8日に下院に提出された諸決議について、彼がそれを「取るに足りない」もの、「ほんの微々たるもの」と非を鳴らしたのは、最重要品目である羊毛および羊毛製品が除外されていたことによる。それは、イングランドがアイランドに課した貿易制限の不当性をもっとも象徴する品目であり、「見せかけの利益ではなく、実質的な利益」を付与し、もってアイランドの不満を解消する上で不可欠な品目であった。この点で、彼の主張はその後アイランドで強く求められるようになる「自由貿易」、ないしそれに近いものを志向するものであったが、問題は、それがどういった意味内容を有していたのかということである。この「自由貿易」についてラミー（David Lammey）は、当時アイランドが要求した「自由貿易」はイングランドにより課せられていた貿易制限から解き放たれ、アメリカや西インド諸島といった植民地との排他的な貿易に参入することであったと指摘しているが、⁸⁶⁾パークが志向したのも、まさにそうした意味での「自由貿易」である。それは、アイランドがブリテンとともに植民地と排他的に貿易する特権を手にし、もってブリテンが帝国内で有した通商・貿易システムに与ることを意味したのである。

このようにみたとき、岸本氏がいうように「貿易規制緩和問題において、……パークの姿勢はすぐれて自由主義的であった」⁸⁷⁾ ということに誤りはないが、ここで留意すべきは、それがもっぱら政治的思惟に基づき主唱されたという点である。⁸⁸⁾

サラトガでの敗北後、植民地での戦局が好転しない中で、バークがその帰趨を見極めた上で「帝国」の再編を最重要事と位置づけ主唱したのが貿易制限の緩和である。彼は、『ブリストル演説』の中で「アメリカ戦争の邪悪で血なまぐさい特徴の中にアイルランドに迫りくるものを読み解くことが、わたしの公的な義務の苦しいが、しかし必要な一部であった」⁸⁹⁾といい、また「わたしの唯一の思案は、われわれの状況に従いながら、どのようにして帝国に踏みとどまっている所を繁栄と愛情のうちにこの国と結合するのかということにあった」⁹⁰⁾とも述べている。この点で、貿易制限の緩和は、直截的にはアイルランドが沸騰する政治情勢の中でアメリカを模倣して「第二のアメリカ」にならないよう防止することにその目的を有していたし、であればこそ、それは、実力によって掠め取られるのではなく、あくまで「恵沢」として受け取られることが肝要であると思量されたのである。⁹¹⁾しかし、彼が意図したのはそれだけではない。彼は、貿易制限の緩和を通じてブリテンとアイルランドの両国が「利害と愛情からできる限り緊密に結びつく」ことを願っていたし、であればこそ、アイルランドに「実質的な利益」を付与し、もって「可能な限りの活力と健全さ」を促進することこそ自己の使命であると思量されたのである。彼は、1778年4月24日ブリストルの著名な商人で、彼の有力な支持者の一人であったJ. ノーブル(John Noble)に宛てた書簡の中で、「わたしが議会で議席を占めようとするのは、わが国の立法的権威に多少なりとも服するすべての人々の一般的な幸福を促進し、そしてあらゆる種類の人々を市民的利害および国制上の自由という共通の紐帯で結合する、まさにそのためです」⁹²⁾といい、また1780年1月5日付けの先のフラッド宛書簡の中で「二つの国家を、愛情と利害を基に結合しうるすべての事柄についてわたしほど心から喜ぶものは、アイルランドにもイングランにも誰一人いないことを望みます」⁹³⁾とも述べている。アイルランドがブリテンの特権に与り、それにより両国が共通の利害を有することで互いに繁栄し共感すること、これが、彼がアイルランドに対す

る貿易制限の緩和を推し進めようとした本旨である。

バークのこうした貿易制限緩和論に触れてオゴーマン(Frank O'Gorman)は、「バークは、アイルランドの愛国者であったが、しかしそれ以上にインペリアリストであった」⁹⁴⁾と評している。これについて、アメリカが分離独立に向かう中で、バークが「帝国」の保全と再編を自己の使命としてアイルランドに課せられた貿易制限の緩和を強力に擁護してきたことは、ここまで見てきたとおりであり、彼が「インペリアリスト」であったとすることについて異論はないが、「しかしそれ以上にインペリアリストであった」とのオゴーマンの言には直ちに首肯することはできない。

バークにとってアイルランド問題は、30年近い政治生活の中で携わった主な政治主題の一つであったが、他の主題とは異なり、ロッキンガム侯(Marquess of Rockingham)の知己を得て1765年に下院議員となる以前から1794年に政界を引退して以降も彼の心を捉えて離さなかったものである。それは、ひとえにアイルランドが彼の生国であったことによる。とはいえ、否、それゆえに、政界に足を踏み入れて以降、彼は下院議員としてその時代時代の重要事項にそれこそ全身全霊を傾け尽力したのに対して、アイルランドに関する言及は、もっぱらそれがブリテン内で政治問題化したときに限られ、非常に限定的・散発的なものであったのが特徴である。このことについて中野氏は、バークのアングロ・アイリッシュとしての出自をかけあわせて、次のように述べている。「アイルランドの民衆、ことにその大部分を占めるカトリック教徒に寄せる同情は極めて切実なものであったが、逆にそれゆえにアイルランドに関する発言は単独の作品として展開されず、わずかに屈折した慎重な表現が、他のさまざまな帝国内の統治の主題に触れて折に触れて見出される、という特徴を帯びる結果となった。」⁹⁵⁾

こうした事情があったればこそ、バークのアイルランドに関する言及は相当程度抑制されたものとならざるをえなかった。そうした中で、拙論⁹⁶⁾でもみたように、法の淵源にまで遡ってカトリッ

ク法を糾弾し、統治のあり方に非を鳴らした『カトリック法論』は、彼のアイランド論の出発点であり、その後の彼のカトリック擁護論、アイランド統治論の本質をも規定するものであったが、ここでとりわけ重要なのは、カトリック法が法としての妥当性を有さないばかりか、アイランドの「繁栄、道徳、安全」に有害な結果をもたらすことで社会を閉塞した状態へと至らしめ、ひいてはそれがアイランドの有用性を著しく損ねていると指摘した点である。名誉革命後に制定されたカトリック法によりアイランドのカトリックは諸種の権利を剥奪され、法の埒外に放置されることで、政治的にも経済的にもプロテスタント、なかんずく国教徒に隷属した状態に留置されたが、こうした両者の関係・構造は、重商主義政策の下にイングランドにより貿易制限を一方的に課せられたアイランドとの関係・構造と相似しており、アイランドが貧しく従属した下位国家へと追いやられている責任の一端はブリテンにもある。アメリカが分離独立に邁進し、「帝国」が崩壊の危機にある中で彼が「自由貿易」に等しい貿易制限の広範な緩和を主唱したのは、アイランドをして「帝国」内に繋ぎ止めるとともに、製造ならびに通商・貿易の自由に与ることで、貧しく従属した下位国家から脱することを願ってのことであった。この点で、彼の貿易制限緩和論は、アイランドに「自由貿易」への参入を認めることで、ブリテンの通商・貿易システムをアイランドに敷衍し、もってブリテンの国制に包み込もうとするものであったということもできる。このようにみた場合、彼は、確かに「インペリアリスト」であったが、同時にまた「アイランドの愛国者」でもあったという方がより正しいと考える。

そして、このことに触れてもう一つ指摘しておかなければならないのは、アイランド貿易制限緩和問題の進行に合わせ、アイランド下院においてカトリックの土地の取得・保有に関する救済法案が上程されていたことである。このカトリック救済法案の上程についてもバークが深く関与していた形跡が認められており、このことを考え合

わせたとき、彼のアイランドに対する思いは並々なぬものがあったことが知れるが、このカトリックの土地の取得・保有に関する救済・解放については稿を改めて論ずることにする。

註

- 1) ヨークは、「彼ら〔帝国の改革を求めて世論を喚起しようとする者たち〕は1779年の『自由貿易』運動で通商上の救済を唱道し、そこから議会は歩を進め、3年後にその独立を正式に宣言した。どちらのケースもブリテンはしぶしぶ屈したのであり、もしアメリカ危機がなければ、ブリテンが屈することは決してなかったであろう」と述べている。Neil Longley York, *Neither Kingdom Nor Nation, The Irish Quest for Constitutional Rights, 1698-1800* (Washington, D.C.: The Catholic University of American Press, 1994), pp.109-110.
- 2) *Tracts relating to Popery Laws, in The Writings & Speeches of Edmund Burke*, ed. by Paul Langford et al., 10 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol. IX, p.452.
- 3) 拙論「バークのアイランド貿易制限緩和問題」広島大学大学院『社会文化論集』第2号(1992), pp.87-110.
- 4) *Speech on Moving Resolutions for Conciliation with America, in Writings & Speeches*, vol. III, p.110. 中野好之編訳『バーク政治経済論集—保守主義の精神—』(法政大学出版局, 2000年), p.173.
- 5) *Second Speech on Conciliation*, in *ibid.*, p.192.
- 6) これについてスモールは、「……世論が広くアメリカ人に好意的であったことを否定するのは正しくないが、我々は、アイランド人のアメリカについての考えが決して一枚岩ではなかったことを承知しておくべきである」と指摘している。Stephen Small, *Political Thought in Ireland 1776-1798: Republicanism, Patriotism, and Radicalism* (Oxford: Clarendon Press, 2002), p.51.
- 7) Martyn J. Powell, *Britain and Ireland in the*

- Eighteenth-Century Crisis of Empire* (Basingstoke · New York: Palgrave Macmillan, 2003), p.142.
- 8) To the Duke of Richmond ([1775.9.26]), *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et al., 10 vols. (Cambridge at the University Press & the University of Chicago Press, 1958-1978), vol. III, p.218.
- 9) アイルランドはアメリカ植民地での様々な出来事に強い共感を示したが、それは、一つには両者が置かれている状況、ならびに大義・目的に相似性を看取したことによる。但し、スモールが「もちろん、手本としてのアメリカの反抗と自由貿易を求める愛国的なアジテーションとは大いに相合するが、ブリテンのアイルランドに対する貿易規制によって引き起こされた公然たる侮辱と不当に対する感覚は、大西洋を横断してきた多くのどんなイデオロギー的な鼓舞よりもはるかに重要である」と指摘していることに、留意する必要がある。Stephen Small, *op. cit.*, p.49.
- 10) 国王の議会開会の辞に対する奉答文に対し、アメリカ植民地と和解して戦争を終結するよう促す修正案が野党側から提出されたが、結局賛成 54, 反対 90 の大差で否決され、ブリテンの植民地政策を支持・是認する原奉答文が議決された。このことについてオブライエンが「このときアイルランド議会は、おそらく、ブリテンの大抵の人々と同じく、アメリカの反乱はすみやかに誅滅されるだろうと推測していた」といい、ヨークもまた「親政庁派であろうと、反政庁派であろうと、アイルランドの指導者たちは、アメリカの行いとブリテンの応答が彼らにとってどういった意味をもつのか、確かめざるを得なかった」というように、その帰趨が判然としない緒戦期にあって議会が大勢に従ったとしても、故なきことではないといいうる。Conor C. O'Brien, *The Great Melody: A Thematic Biography and Commented Anthology of Edmund Burke* (The University of Chicago Press, 1992), p.176; Neil Longley York, *op. cit.*, p.97.
- 11) To Charles O'Hara ([1776].1.7), *Correspondence*, vol. III, p.244.
- 12) *Ibid.* ブリテンの植民地政策が支持・是認されてから1ヶ月半後の11月25日、アイルランドに駐留する兵士のうち4,000名をアメリカに振り向けるという政府案がアイルランド下院に提出され、チャールモントやレンスター、ポーズコートなどが厳としてこれに反対したものの、同様に賛成多数で可決された。これは、植民地政策の是認をより具体的な形として示すものであり、ヨークのいうように、「ただただ彼ら[アメリカ人]をさらに離反させ、ブリテンと植民地との和解をより一層むずかしくしただけ」であったといいうる。Neil Longley York, *op. cit.*, p.101. なお、アメリカ派兵については、Martyn J. Powell, *op. cit.*, pp.148-158 を参照。
- 13) To the Earl of Charlemont (1776.6.4), *ibid.*, p.271.
- 14) To Charles James Fox (1777.8.10), *ibid.*, p.387.
- 15) Conor C. O'Brien, *op. cit.*, pp.177-178 を参照。
- 16) L. M. Cullen, *An Economic History of Ireland since 1660* (B. T. Batsford Ltd, 1972), pp.53-54 を参照。なお、アイルランドの貿易を規制・制限した法令としては、航海法 (the Navigation Acts, 1661, 1663, 1675)、家畜法 (the Cattle Acts, 1663, 1667, 1680) および羊毛法 (the Woolens Act, 1699) がある。航海法によってアイルランドは、馬や食料品 (後にはリネン製品) を除くその他のアイルランドの産品をアメリカ等の植民地に直接輸出すること、および砂糖、煙草、生綿、洋藍 (インディゴ) 等の産品をアメリカ等の植民地から直接輸入することを禁じられた。また家畜法によって、畜牛、緬牛、牛肉、豚肉、マトン、ラムおよびバター、チーズ等の食料品をイングランドに輸入することを禁じられ、さらに羊毛法によって羊毛および羊毛製品の海外への輸出を禁じられるとともに、羊毛製品については禁止的関税によりイングランド市場から事実上締め出された。また、規制外品目の一つであるリネンについてパートレットは、植民地に直接輸出することは法的に可能であったが、再輸出に対して補助金が付与されていたために「北アメリカ向けのリネンの大部分 (こ

- とによると90%)はイングランド経由であった」と指摘している。Thomas Bartlett, 'Ireland, Empire, and Union, 1690-1801,' in Kevin Kenny (ed.), *Ireland and the British Empire* (Oxford University Press, 2004), p.65.
- 17) Thomas Bartlett, 'Ireland, Empire, and Union, 1690-1801,' in *ibid.*, p.66 を参照。最重要品目である砂糖や煙草の輸入についてバートレットは、「最初にイングランド、もしくはスコットランドに陸揚げされ、その後アイランドに向けて再船積みされる」と述べている。また、アイランドの植民地貿易について彼は、「帝国の[再輸出に関わる補助金]規定という保護的な甲皮の下に運営されており、アイランドは18世紀の商業帝国の中でむしろうまくやっていた」が、とどのつまりそれは、「イングランドの商館、イングランドの仲介人、そしてイングランドの資本によって支配されていた」といい、さらに「18世紀においてアイランドは帝国との結びつきから疑いもなく利益を得ていた」が、しかしながら、「アイランドが大西洋貿易から得た儲けは、自立した発展を促進するに十分深くアイランド経済に浸透していかなかった」と指摘している。*Ibid.*, pp.66-68.
- 18) J. C. Beckett, *The Making of Modern Ireland 1603-1923* (London・Boston, faber and farber, new edition 1981; first published in 1966), pp.206-207 を参照。
- 19) このことについてバートレットは、「1776年2月にアイランド政庁がアイランドの植民地への食料品輸出に対して全面的な禁止を課したことにより、憤慨はさらに油を注がれた。……イングランドの貿易制限に対するアイランドの潜在的憤懣はこうして再び呼び起こされた」といい、スモールもまた同様に、「アイランドは1771年以降、短期的な経済衰微に遭っており、1776年に輸出禁止を課せられたことで、ブリテンによるアイランド貿易の制限に対する先在的な憤慨は限界点にまで達した」と述べている。Thomas Bartlett, 'Ireland, Empire, and Union, 1690-1801,' in *op. cit.*, p.75; Stephen Small, *op. cit.*, p.49.
- 20) Vincent Morley, *Irish Opinion and the American Revolution, 1760-1783* (Cambridge University Press, 2002), pp.189-190 を参照。
- 21) R. B. McDowell, *Ireland in the Age of Imperialism and Revolution 1760-1801* (Oxford: Clarendon Press, 1979), p.263 を参照。1778年の時点でアイランドに駐留する兵士は9,000名であり、うち1,000名は傷病兵であったとされる。
- 22) R. B. McDowell, *ibid.*, pp.256-258 を参照。なお、若干ではあるが、地方によってはカトリックも義勇軍に参加することを認められていた。
- 23) モーリーは、諸決議について「アイランドの世論は良い印象でもってそれを受け止め、さい先の良いスタートが切られたと信じた」と述べている。Vincent Morley, *op. cit.*, p.203.
- 24) R. B. McDowell, 'Colonial nationalism and the winning of parliamentary independence, 1760-82,' in T.W. Moody & W.E. Vaughn (eds.), *A New History of Ireland, vol.IV: Eighteenth-Century Ireland 1691-1800* (Clarendon Press, 1986), p.220. このことについてロックは、「パークに対して、これらの異議申立は偏狭で利己的な見方だけでなく、経済についての無理解をも露呈した」と指摘している。F. P. Lock, *Edmund Burke, vol.I: 1730-84* (Oxford: Clarendon Press, 1998), p.428.
- 25) Bryan Little, *The Story of Bristol* (Redcliff, 1991), p.57 を参照。
- 26) Speech on Irish Trade (1778.4.2), in *Writings & Speeches*, vol. IX, p.504. オブライエンは、「ここでのパークの要点は、アメリカは失われたも同然であるということである」と述べている。Conor C. O'Brien, *op. cit.*, p.184. その後パークは、1778年4月23日にスパンに宛てた書簡の中で「われわれは帝国を二度と一つにできない以上、……」といい、また翌1779年2月15日の下院での演説の中で「われわれは帝国の三分の一をすでに失い、恢復の見込みはなくなっている」と述べて、繰り返してアメリカの喪失について言明している。*Two Letters on the Trade of Ireland*, in *ibid.*, p.508. 前掲編訳書, p.289; Speech

- on Irish Trade (1779.2.15), in *ibid.*, p.527.
- 27) Speech on Irish Trade (1778.4.7), in *ibid.*, pp.504-505.
- 28) *Ibid.*, p.505.
- 29) Speech on Irish Trade (1778.4.9), in *ibid.*, p.506.
- 30) To Samuel Span (1778.4.[9]), *Correspondence*, vol. III, p.426.
- 31) *Ibid.*
- 32) Samuel Span to Edmund Burke and Henry Cruger (1778.4.13), *ibid.*, p.429.
- 33) *Two Letters on the Trade of Ireland, in Writings & Speeches*, vol. IX, p.507. 前掲編訳書, p.288. なお、『著作演説集』の「アイルランドの貿易に関する二通の書簡」には、4月23日付けのスペイン宛書簡と5月2日付けのハーフォード・カウルズ商会宛書簡の二つが収められている。これは、『アイルランドの貿易に関し、議会で未決となっている法案についての、ブリストル市の紳士への二通の書簡』(*Two Letters to Gentlemen in the City of Bristol, on the Bills depending in Parliament relative to the Trade of Ireland*)との題の下に1778年5月12日ドズリから刊行された。また、スペイン宛のこの書簡は『書簡集』にも所収されている。*Correspondence*, vol. III, pp.431-436.
- 34) To Richard Champion (1778.4.11), *Correspondence*, vol. III, p.427; (1778.4.13), *ibid.*, p.429. またバークは、スペイン宛の書簡の中でも、「アメリカ人への諸譲歩と比較したとき、アイルランドのためになされた諸決議がささいで取るに足りないことを、われわれは皆知っています」と述べている。*Two Letters on the Trade of Ireland*, in *ibid.*, p.509. 前掲編訳書, p.290.
- 35) *Two Letters on the Trade of Ireland, in Writings & Speeches*, vol. IX, p.507. 同編訳書, p.288. バークはまた、4月13日にチャンピオンに宛てた書簡の中で、諸決議は「ただ、そこに住む民衆の意を満たし、この国の良き性向を示し、そのため一般的な不平不満が拡大するのを防ぎます」とも述べている。To Richard Champion (1778.4.13), *Correspondence*, vol. III, p.429.
- 36) *Ibid.*, p.508. 同編訳書, pp.288-289. バークは、その後次のようにいう。「わたしは、アイルランドに関する諸決議を支持するのとまったく同じ原理に基づいてアメリカ政策に反対しましたし、後者の政策の採用から生じた害悪は、前者の政策の拒絶により際限なくさらに悪化するであろうと確信しました。」*Ibid.*, p.508. 同編訳書, p.289.
- 37) *Ibid.* 同編訳書, p.289.
- 38) *Ibid.*, p.509. 同編訳書, p.290.
- 39) *Ibid.*, pp.509-510. 同編訳書, pp.290-291.
- 40) *Ibid.*, p.509. 同編訳書, p.291.
- 41) *Ibid.* 同編訳書, 同頁。
- 42) Samuel Span to Edmund Burke and Henry Cruger (1778.4.13), *Correspondence*, vol. III, p.429.
- 43) 貿易制限の緩和に反対であったイングランドの商工業者たちは、労働力が安価で、課税の低いアイルランド商品が堰を切って市場に参入すれば、イングランドはアイルランドの商業特権に苦しむことになり、その結果これまで築かれてきた商業と歳入のシステムが破壊されると主張した。R. B. McDowell, 'Colonial nationalism and the winning of parliamentary independence, 1760-82,' in *op. cit.* ed. by T. W. Moody & W. E. Vaughn, p.220を参照。
- 44) *Two Letters on the Trade of Ireland, in Writings & Speeches*, vol. IX, p.510. 前掲編訳書, p.291.
- 45) *Ibid.* 同編訳書, p.292.
- 46) To Harford, Cowles and Co. (1778.5.2), *Correspondence*, vol. III, p.440, headnote. スパンと違って、ハーフォードからの非難はバークにとって意外だったようで、「あなたが言及する諸提議は、ざっと見て明らかに間違っており、大ブリテンの貿易と製造にとって、とりわけあなた方にとって確かに有害であるので、あなた方に対する恨み、あるいは別のひんまがった動機からを除いて、誰一人としてそれを発議、または支持しようとは考えないと、あなたは本当にお思いですか」と訝しんでいる。*Two Letters on the Trade of Ireland, in Writings & Speeches*, vol. IX, p.513. 同編訳書, p.295. なお、ハーフォード・

- カウルズ商会宛のこの書簡も『書簡集』に所収されている。 *Correspondence*, vol. III, pp.440-444.
- 47) *Two Letters on the Trade of Ireland, in Writings & Speeches*, vol. IX, p.514. 前掲編訳書, p.296.
- 48) *Ibid.* 同編訳書, 同頁。
- 49) *Ibid.*, pp.514-515. 同編訳書, p.297
- 50) *Ibid.*, p.515. 同編訳書, 同頁。
- 51) *Ibid.* 同編訳書, 同頁。
- 52) *Ibid.*, p.516. 同編訳書, p.298.
- 53) *Ibid.*, p.517. 同編訳書, p.299.
- 54) このことに触れて、中野氏は、「アダム・スマスの『諸国民の富』の刊行後二年のこの時に言明されたパークのこの貿易の原則的自由の信念の原理的正当さに対して今日疑問を投げかける人間は存在しないし、彼のこの場合の状況的政策的判断が間違っていたという結論を下す余地もないとすれば、ブリストル有権者は余りにも遅すぎた頃に自己の誤謬に気がついたわけである」と述べている。中野好之『評伝パークーアメリカ独立戦争の時代一』（みすず書房、1977年）、p.394.
- 55) Messrs Harford, Cowles and Co. to Edmund Burke (1778.5.5), *Correspondence*, vol. III, p.445.
- 56) Speech on Irish Trade (1778.5.6), in *Writings & Speeches*, vol. IX, p.520.
- 57) *Ibid.*
- 58) Speech on Irish Trade (1778.5.19), in *ibid.*, p.524. また、このことに触れてパークは、「彼[ノース]を失わないために、われわれは、最初の合意のもっとも重要な部分を少しづつ諦めざるを得なかった」と述べている。Letter to Thomas Burgh (1780.1.1), in *Writings & Speeches*, vol. IX, p.549.
- 59) アイランド下院議長の要職にあったペリ(Edmund S. Pery)は、1778年5月25日にパークに宛てた書簡の中で、彼の尽力に謝意を表するとともに、貿易制限緩和法案が可決したことでアイランドの世論が沈静化したことを伝えている。Edmund Sexton Pery to Edmund Burke, ([1778]. 5.25), *Correspondence*, vol. III, p.450.
- 60) Speech on Irish Trade (1779.2.15), in *Writings & Speeches*, vol. IX, pp.527-528.
- 61) *Ibid.*, p.528.
- 62) *Ibid.*, pp.528-529.
- 63) Letter to Thomas Burgh (1780.1.1), in *Writings & Speeches*, vol. IX, p.553. その中でパークは、不十分この上ないニューヘイブンの提案を支持した「唯一の理由」として、「これらの問題が頻々と討議されるようになればなるほど、ますますそれは恐怖の種を一掃し、偏見 (prejudices) を根こぎするに至るであろう」ことを挙げている。なお、上記の言は、彼が prejudice を一般的なマイナスの意味で用いることもあった事実を示すものである。また彼は、議会在がニューヘイブンの提案を受け入れつつあった状況を説明するために、それを理性と対置して次のようにも述べている。「彼ら [議員] の理性と彼らの偏見、これら二つの原理は正々堂々とぶつかり合い、偏見は理性に譲歩せざるを得なかった。」(*Ibid.*)
- 64) Speech at Bristol previous to the Election, in *Writings & Speeches*, vol. III, p.630. 前掲編訳書, p.399. ちなみに、この演説は、その正式名称を『自己の議会内の行動の若干の事柄に関して、ブリストルの最近の選挙に臨んで同市のギルドホールで行われた演説』(Speech at the Guildhall in Bristol, previous to the Late Election in that City, upon Certain Points Relative to His Parliamentary Conduct, 1780) といい、演説から二ヶ月後の1780年11月6日にドズリから出版された。
- 65) R. B. McDowell, *op. cit.*, pp.256-257. この間のことについてパークは、『ブリストル演説』の中で次のように述べている。「その結果はどうであったか。アイランド王国はたちまち全土にわたって燃え上がった。よそ者たちによって脅かされ、彼らが思ったようにイングランドによって侮辱されたため、彼らは、フランスの軍隊に抵抗すると同時に、あなた方の支配力を断ち切ろうと決意した。われわれについていえば、われわれは、彼らを保護することも、抑えることもできなかった。国王の命令もなしに40,000名もの者たちが徴集され訓練された。」Speech at Bristol previous to the Election, in *Writings &*

- Speeches*, vol. III, p.630. 前掲編訳書, p.400.
- 66) Vincent Morley, *op. cit.*, p.198 を参照。
- 67) Conor C. O'Brien, *op. cit.*, pp.186-187 を参照。
- 68) Thomas H. D. Mahoney, *Edmund Burke and Ireland* (Harvard University Press, 1960), p.88.
- 69) Speech on Address (1779.11.25), in *Writings & Speeches*, vol. IX, p.533.
- 70) *Ibid.*, pp.533-534.
- 71) Speech on Trade Concessions to Ireland (1779.12.6), in *ibid.*, pp.539-540.
- 72) *Ibid.*, p.540.
- 73) To Henry Flood (1780.1.5), *Correspondence*, vol. IV, p.182. この書簡は、パークを非難する声がアイルランド下院で渦巻く中、フラッドが彼の名声を擁護したことをバラからの書簡で知った彼が謝意を表すために認めたものである。その中で彼は、ノース内閣を強く非難したことに触れて、「それは、内閣がアイルランドの救済を促進することではなく、遅延することにした」と弁明している。*Ibid.*
- 74) *Letter to Thomas Burgh*, in *Writings & Speeches*, vol. IX, p.560.
- 75) *Ibid.*, p.543, headnote.
- 76) *Ibid.*, p.561.
- 77) *Speech at Bristol previous to the Election*, in *Writings & Speeches*, vol. III, p.631. 前掲編訳書, p.400.
- 78) *Ibid.*, p.630. 同編訳書, p.399.
- 79) Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the American Revolution* (University of Kentucky Press, 1957), pp.343-344; Conor C. O'Brien, *op. cit.*, p.176. を参照。なお、H. グラタン (Henry Grattan) は、アイルランド下院で早くも 1780 年 4 月 19 日に「立法の独立」を目的とした最初の提案を行っている。
- 80) *Speech at Bristol previous to the Election*, in *Writings & Speeches*, vol. III, p.631. 前掲編訳書, pp.400-401.
- 81) オフラハーティ (Eamon O'Flaherty) は、パークは「1779 年の譲歩を、アイルランドの利害と同様、帝国の統合にも最終的に危害を加えるやもしれない武力への降伏とみなした」といい、「パークはまた、武力による脅威へのブリテン当局の降伏が彼の間の悪い沈黙の重要な要因であったことを暗に示した」と述べている。Eamon O'Flaherty, 'Burke and the Irish Constitution,' in Sean Patrick Donlan (ed.), *Edmund Burke's Irish Identities* (Dublin: Irish Academic Press, 2007), p.111.
- 82) To John Merlott (1780.4.4), *Correspondence*, vol. IV, p.224.
- 83) *Speech at Bristol previous to the Election*, in *Writings & Speeches*, vol. III, p.631. 前掲編訳書, p.401.
- 84) *Letter to Thomas Burgh*, in *Writings & Speeches*, vol. IX, p.557.
- 85) To John Merlott (1780.4.4), *Correspondence*, vol. IV, p.224.
- 86) David Lammey, 'The Free Trade Crisis: A Reappraisal,' in Gerald O'Brien (ed.), *Parliament, Politics and People: Essay in Eighteenth-Century Irish History* (Kill Lane: Irish Academic Press, 1989), p.73. この中でラミーは、「『自由貿易』という言葉の 19 世紀的な意味は、アイルランドにおける自由貿易の要求を考察するに際して何の役にも立たない」とした後で、アイルランドの自由貿易運動は本質的に重商主義的であったと指摘している点に留意する必要がある。*Ibid.*, pp.73-74. またスモールも、「この議論の中心的な用語である『自由貿易』の意味は曖昧である。それは、通例、ブリテンの貿易商人と同じ条件でブリテンおよび植民地の市場に参入すること (もしくは、少なくともアイルランド貿易に課せられた制限の徹底的な縮小) を意味した」と述べている。Stephen Small, *op. cit.*, p.66.
- 87) 岸本広司『パーク政治思想の展開』(御茶の水書房, 2000 年), p.300.
- 88) ロックは、「パークにとって貿易の自由は単に経済の問題に留まるものではなかった。彼は、それに哲学的な外観、そして宗教的な外観すらまとわせた」と指摘している。F. P. Lock, *op. cit.*, p.429.

- 89) *Speech at Bristol previous to the Election, in Writings & Speeches*, vol. III, p.633. 前掲編訳書, p.403.
- 90) *Ibid.*, p.630. 同編訳書, p.399.
- 91) オゴーマンは、「バークにとってブリストルの利害も、イングランドの利害も、そしてアイランドの利害も、帝国全体の利害に従属した。彼は、自らを議会の成員であるだけでなく、帝国議会の成員でもあるとみなした。帝國的な姿勢を採用することによってのみアイランドがアメリカと同じ途を進むのを未然に防ぐことができた」と指摘している。Frank O’Gorman, *Edmund Burke: His Political Philosophy* (London: George Allen & Unwin Ltd, 1973), p.84.
- 92) To John Noble (1778.2.4), *Correspondence*, vol. III, p.438.
- 93) To Henry Flood (1780.1.5), *Correspondence*, vol. IV, p.182.
- 94) Frank O’Gorman, *op. cit.*, p.82. なお、オゴーマンは、「彼はアイランドのナショナリストであるよりも前に、ブリテンのインペリアリストであった」という言い方もしている。*Ibid.*, p.84. また、岸本氏も、「バークは終始祖国アイラ
- ンドのことを考え、その救済を目指していたのである。しかしその救済は、すでに述べたように帝国を保全し、その枠組みの中で実現しようとするものであった。つまり、帝国を離れてアイランドの救済も生きる道もないと考えていたのである。バークはアイランドを帝国の中に位置づけ、その枠内での貿易の規制緩和に奮闘した。バークの考えでは、それがアイランドを救済する何よりもの方策であった。しかもそれは、単にアイランド一国のためだけではなくイギリスのためでもあり、帝国全体のためでもあった」と述べた後、オゴーマンの見解を援用している。岸本, 前掲書, p.307.
- 95) 中野, 前掲編訳書, 作品解題, p.1034. この点についてエイリング (Stanley Ayling) は、「アイリッシュであるバークが母国を単にブリテンの一植民地と考えていたと立証することは、常に困難がつきまとう」と述べている。Stanley Ayling, *Edmund Burke: His Life and Opinions*, (London: Cassell, 1988), pp.91-2.
- 96) 拙論「バークの『カトリック法論』」呉大学『社会情報学研究』 vol. 14 (2008), pp. 25-43.